

平成24年7月13日

## 輸出貿易管理令等の一部を改正しました

輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表では、大量破壊兵器の拡散防止等に関する国際輸出管理会合において規制対象品目として合意された貨物及び技術について規定することにより、これら品目の輸出等の際に経済産業大臣の許可を要することとしています。

経済産業省は、2011年の国際輸出管理会合における合意等を踏まえ、輸出貿易管理令について所要の改正を実施し、本日閣議決定されましたので、所要の改正を行った関係省令等と併せてお知らせします。

### 1. 改正の概要

国際合意に基づき、輸出又は提供に際して経済産業大臣の許可を受ける義務を課す貨物及び技術を新たに指定する等の措置を講じます。具体的な内容は以下のとおりです。

#### (1) 輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）について

- ・ 市販の暗号貨物について規制対象から除外  
【輸出令第四条第一項第六号の削除】
- ・ 無人航空機の製造装置について規制対象に追加  
【輸出令別表第一の四の項の（一の二）の改正】
- ・ しごきスピニング加工機について規制対象から除外  
【輸出令別表第一の六の項の（九）の改正】
- ・ 移動体通信傍受装置及びその設計用の装置等について規制対象に追加  
【輸出令別表第一の九の項の（五の五）の追加及び（六）の改正】
- ・ ジャイロ天測航法装置等の部分品の追加  
【輸出令別表第一の一の項の（四）の改正】
- ・ 簡易爆発装置の妨害装置の規定変更  
【輸出令別表第一の一五の項（四の二）の追加】
- ・ 目標自動識別レーダーについて規制対象から除外  
【輸出令別表第一の一五の項（七）の改正】
- ・ 焼結磁石等について規制対象に追加  
【輸出令別表第一の一六の項（一）の改正】

- ・ブルガリアのホワイト国（別表第三に掲げられている国）への追加【輸出令別表第三の改正】
- ・半導体素子の製造用装置等について機微品目リスト（別表第三の三に掲げられている品目）から除外【輸出令別表第三の三の改正】
- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約対象貨物の輸出について特例制度を措置【輸出令第四条第二項第四号】

## （２）省令

○輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令

－今般の国際輸出管理レジームにおける合意を踏まえ、規制対象品目の具体的な仕様について所要の改正を行う。

○貿易関係貿易外取引等に関する省令

－許可が不要になる取引の形態の追加等の改正を行う。

※ 輸出貿易管理令及び上記省令の改正に伴い、関連する告示等について所要の改正を行う。

## 2. 今後の予定

公布：平成24年7月19日

施行：平成24年8月1日

（輸出令第四条第二項第四号の改正については公布の日）

（本発表資料のお問い合わせ先）

貿易経済協力局貿易管理部

安全保障貿易管理課長 後藤

担当者： 椎名、河合、神戸

電 話：03-3501-1511（内線 3271～4）

03-3501-2800（直通）